

令和3年度 8月 新潟市西区農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和3年8月31日(火) 午後3時00分から3時40分
- 2 開催場所 西区役所 3階 303会議室
- 3 出席委員(15人)

1番(会長) 本間雄一	2番 本間直一	3番 池田一彦
4番 江端美春	5番 大嶋喜芳	6番 梶原政好
7番 高杉隆司	8番 高井利明	9番 原田秀一
10番 松井市雄	11番 岩野惣市郎	12番 鈴木淳子
13番 丸山和秀	14番 渡邊正行	
15番(会長職務代理者) 渡部藤四夫		
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員選出
 - 第2 議 事

議案第32号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第33号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について
議案第34号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第35号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	中島 剛	事務局次長	佐藤 清隆
農地係長	上田 芳則	農政振興係長	五十嵐芳彰
- 7 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、これより 8 月定例総会を開催します。 議事日程に従い、進めさせていただきます。 本日は、全員ご出席です。 本日の総会は新潟市西区農業委員会会議規則第 4 条の規定により定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告いたします。 それでは委員会会議規則第 5 条の規定により、本間会長から議長を務めていただきます。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>(挨拶)</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員について、お諮りします。 議事録署名委員は、議長である私に一任いただけますでしょうか。 (異議なし)</p>
議長	<p>皆さんからご異議がございませんので、2 番、本間直一委員、3 番、池田一彦委員を指名します。 それでは、議事として提案している案件に入ります。 議事の都合上、追加議案の議案第 3 5 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案を説明する前に、案件を地区別にまとめた 3 ページの総括表をご覧ください。 8 月総会における許可案件は、赤塚地区、5 条許可 2 件、中野小屋地区、相続税納税猶予 1 件、黒埼地区、3 条許可 1 件、全地区合計 4 件です。 それでは、議案を説明します。 追加議案 1 ページ、議案第 3 5 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてです。本案件は、令和 3 年 8 月 2 6 日付け、新潟市長許可案件につき、西区農業委員会に意見照会があったものです。 第 2 地域、黒埼地区です。1 号、所在は西区黒鳥で、畑 1 筆、6 8 8 m²について、売買する案件です。 申請理由は、農業経営規模拡大です。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局の説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催</p>

<p>第2地域調査委員長 (4番)</p>	<p>しておりますので、第2地域調査委員長から報告をお願いします。</p> <p>調査案件は、議案第35号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、1件です。</p> <p>7月19日に申請地の現地確認を行った結果、現況は休耕畑でした。申請書をもとに農地法第3条の取得要件を確認したところ、農作業常時従事要件、全部効率利用要件、下限面積要件ともに問題はありませんでした。つづいて、聞き取り調査に移り、譲受人から申請地の場所及び面積、申請理由、経営農地面積について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。最後に、事務局から教示事項として、農地としてしっかり耕作するよう説明を行い、調査を終えました。</p> <p>調査内容をもとに、参集委員により協議した結果、調査委員会としては問題ない、許可として意見決定すべきと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明及び第2地域調査委員長の報告が終わりました。ただ今の説明及び報告に対して、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第35号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、お諮りします。</p> <p>議案第35号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第35号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第32号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>5ページ、議案第32号、農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>第1地域、赤塚地区です。1号、所在は西区中権寺で畑1筆154㎡について売買により個人住宅建築敷地とするものです。農地区分は第3種農地で、都市計画法第29条の申請が出されています。</p> <p>2号、所在は西区中権寺で畑1筆166㎡について売買により個人</p>

<p>議 長</p>	<p>住宅建築敷地とするものです。農地区分は第3種農地で、都市計画法第29条の申請が出されています。</p> <p>いずれも、調査委員会案件です。以上です。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、第1地域調査委員長から報告をお願いします。</p>
<p>第1地域調査委員長 (11番)</p>	<p>調査案件は、議案第32号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、2件です。</p> <p>1号は赤塚地区です。7月19日に申請地の現地確認を行った結果、現況は休耕畑でした。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、確認しました。</p> <p>つづいて、聞き取り調査に移り、代理人から申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>申請地は、第3種農地で、農地転用許可基準エー（ア）－b－（a）「住宅もしくは事業用施設が連たん」する区域の農地に該当するため、参集委員により協議した結果、許可として問題はないと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。</p> <p>次に2号、赤塚地区です。7月19日に申請地の現地確認を行った結果、現況は休耕畑でした。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、確認しました。</p> <p>つづいて、聞き取り調査に移り、代理人から申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>申請地は、第3種農地で、農地転用許可基準エー（ア）－b－（a）「住宅もしくは事業用施設が連たん」する区域の農地に該当するため、参集委員により協議した結果、許可として問題はないと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。以上です。</p>

議 長	<p>事務局の説明及び第1地域調査委員長の報告が終わりました。ただ今の説明及び報告に対して、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第32号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、お諮りします。</p> <p>議案第32号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第32号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第33号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6ページ、議案第33号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定についてです。</p> <p>第1地域、中野小屋地区です。1号、所在は西区榎尾で田畑合計40筆、33,669㎡について、相続税納税猶予の申請を行うものです。調査委員会案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、第1地域調査委員長から報告をお願いします。</p>
第1地域調査委員長 (11番)	<p>調査案件は、議案第33号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定についてです。</p> <p>1号、中野小屋地区です。7月19日に申請地の現地確認を行った結果、農地として耕作されていました。</p> <p>つづいて、申請人に対する聞き取り調査に移り、申請人は相続以前から申請地を耕作しており、今後も家族の協力を得ながら、農業を継続していきたいと述べていました。</p> <p>地元委員から、荒らさないようにしっかり管理するようとの指導があり、申請人はこれを了承しました。</p> <p>参集委員により協議した結果、今後も農業経営を堅実に行っていくことを確認し、適切な申請であると判断しました。以上です。</p>

議 長	<p>事務局の説明及び第1地域調査委員長の報告が終わりましたが、議案第33号は出席委員が関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与制限の規定により関係委員は退室してください。</p> <p>(関係委員退室)</p>
議 長	<p>それでは議案第33号に、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第33号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について、お諮りします。</p> <p>議案第33号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第33号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>審議が終了しましたので、関係委員は入室してください。</p> <p>(関係委員入室)</p>
議 長	<p>次に議案第34号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案を説明する前に、案件を事業別、地区別にまとめた4ページの総括表をご覧ください。</p> <p>上段の利用権設定等促進事業は、賃貸借権設定新規10年1件、所有権移転売買2件、全地区合計3件の申請です。</p> <p>次に、中段の農地中間管理事業は、当月、案件はありません。</p> <p>また下段の農地中間管理事業配分計画もありません。</p> <p>それでは、議案を説明します。</p> <p>7ページ、議案第34号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてです。</p>

	<p>8ページ、新規分の地区別実績表です。更新分がなかったため、9ページの合計の実績表と同じです。</p> <p>地区別の合計は、赤塚地区、利用権設定1件、面積は3,224㎡、内野地区、所有権移転売買1件、面積が924㎡、黒埼地区、所有権移転売買1件、面積は2,042㎡、総合計は3件、面積が6,190㎡です。</p> <p>10ページ、提案文です。</p> <p>「議案第34号 新潟市農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による新潟市農用地利用集積計画の決定について、下記のとおり提案する。</p> <p>令和3年8月31日提出 新潟市西区農業委員会会長 本間雄一」 提案文以降が内訳で、それぞれの契約内容になります。</p> <p>10ページ1号は、利用権設定を行うもの、11ページ1号、2号は、売買による所有権移転を行うものです。</p> <p>なお8月4日に開催した農政振興部会において、2号の譲受人である農業生産法人が農地を取得することは妥当であるとされました。</p> <p>12ページ、定例総会で議案承認後に西区農業委員会会長から市長あての公告依頼文の案です。公告依頼日は令和3年9月14日です。</p> <p>以上です。</p> <p>ただ今、事務局の説明がありましたが、議案第34号には委員関連の案件がありますので、先議を行います。</p> <p>11ページの1号は、出席委員が関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与制限の規定により、関係委員は退室してください。</p> <p>(関係委員退室)</p> <p>それでは11ページの1号について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>ご質問、ご意見がありませんので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
議 長	
議 長	
議 長	

議 長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、原案のとおり決定します。 審議が終了しましたので、関係委員は入室してください。</p>
議 長	<p>(関係委員入室)</p> <p>ただ今、先議した案件以外の案件を審議します。 ご質問、ご意見はありませんか。</p>
委員 (8 番)	<p>10 ページ 1 号の譲受人の経営面積が 601 a となっていますが、 間違いないでしょうか。</p>
議 長	<p>この譲受人の経営面積は先々月に移転で行っているものがありますが、 8 月の末現在の段階で、新潟市公告、新潟県公告の分が含まれる ので、9 月 1 日以降はこの面積が大きくなります。</p>
議 長	<p>他に、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>他に、ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。 議案第 34 号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、お諮り します。 議案第 34 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p> <p>議案第 34 号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。 次に、報告事項に入ります。 報告事項、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理につい て、報告事項、農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理につい て、報告事項、農地法第 4 条転用届出に関する受理について、報告事項、 農地法第 5 条転用届出に関する受理について、報告事項、農地の転用 事実に関する照会書について、一括して事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>農地係所管の報告事項を説明する前に、3ページの地区別にまとめた総括表をご覧ください。下段の地区別件数表のとおり、全地区合計22件です。</p> <p>13ページ、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計4件、田合計34筆、26,732㎡の解約を受理しました。</p> <p>14ページ、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計5件、田畑合計106筆、59,895㎡の相続による届出を受理しました。なお農業委員会による農地売却等あっせんの希望はありましたでした。</p> <p>15ページ、報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計2件、田畑合計7筆、379.91㎡の転用届出を受理しました。</p> <p>16ページ、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計8件、田畑合計10筆、1,651.14㎡の転用届出を受理しました。</p> <p>18ページ、報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。新潟地方法務局から照会があったものは3件、うち許可を受けていないものが3件で、家屋の建築状況、非農地化した事実及び経過年数を確認し、現地調査の上、非農地として回答しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ご質問がないようですので、事務局報告のとおり決定します。</p> <p>以上で議事として提案した案件について終了します。</p> <p>次に、8月4日に農政振興部会、26日、27日に各地域の農地パトロール(利用状況調査)実施後の検討会議を開催したので、農政振興部会長から、会議内容の報告をお願いします。</p>

<p>農政振興部会長 (8番)</p>	<p>8月4日に開催した農政振興部会と、その後に実施した農地パトロールの概要を報告します。</p> <p>農政振興部会の協議題は、令和3年の法改正に伴う農地パトロールの実施方針についてです。</p> <p>このたびの法改正により、遊休農地の措置が大きく変わり、遊休農地区分は3種類となり、そのストック分は毎年利用意向調査を実施することになりました。また非農地判定を速やかに行うことも義務付けられました。西区には約1,000筆余の遊休農地があり、そのうちの約400筆は、現状復旧が困難な農地である荒廃農地区分「赤」と判定としています。このような状況を踏まえ、一部の山林状態の農地は非農地として判定することもやむを得ないものとして、農地パトロールを実施することにしました。</p> <p>次に農地パトロールの概要です。</p> <p>農地パトロールは、8月18日に中野小屋地区、19日に坂井輪地区、20日に赤塚地区、23日に内野地区、24日に四ツ郷屋地区、25日に黒埼地区、計6地区で実施しました。</p> <p>今回は、多くの委員から区内の状況を認識していただくため、荒廃農地が多く存在する砂丘地地域の赤塚地区、内野地区、四ツ郷屋地区の農地パトロールに、他の地区の委員から参加していただきました。</p> <p>また水田地帯の坂井輪、中野小屋、黒埼地区の農地パトロールには、農地・水多面的機能支払交付金の交付を受けて活動している農家組織からも参加していただきました。</p> <p>この結果、今回の農地パトロールは、全地区で延べ約90名の参加となりました。</p> <p>実施後に開催した検討会では、荒廃農地の解消は進んでいないとか、荒廃区分を非農地レベルに変更する必要がある農地が多数あるなどの意見が出されました。また赤塚地区、内野地区、四ツ郷屋地区には非農地判定に値する一団の農地がありましたが、赤塚地区の農地は解消施策を継続することとし、内野地区2カ所と四ツ郷屋地区1カ所の農地は非農地として判定する準備を進めるべきとの意見がありました。</p> <p>非農地判定した場合には、農地法に基づく規制の対象外となることから、他法令における土地利用が規制されていること、周辺農業への影響を考慮し、慎重に判断すべきとの意見もありました。</p> <p>今後は、利用意向調査を実施し、その回答を踏まえ、事務局で個別の農地判定をして、令和3年度末までに集計結果をまとめることとしています。</p>
-------------------------	--

議 長	<p>このたびは皆さんのご協力により農地パトロールを無事終了することができました。ありがとうございました。</p> <p>ただ今の農政振興部会長の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問がないようですので、このほか委員及び事務局から報告事項等はありませんか。</p>
事務局	<p>19ページ、9、10月の業務日程です。</p> <p>はじめに9月の日程です。</p> <p>27日、月曜日、午後3時から、第1地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。28日、火曜日、午後3時から、第2地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。</p> <p>30日、木曜日、午後3時から、9月定例総会を開催します。会場はいずれも区役所303会議室です。</p> <p>次に9月の申請締切日です。農地法9月総会分が9月8日、水曜日、農業経営基盤強化促進法10月総会分が9月24日、金曜日です。</p> <p>次に10月の業務日程です。</p> <p>15日、金曜日、午後3時30分から、新潟市6農業委員会連絡協議会が中央区で開催されます。会長及び会長職務代理者が出席されます。</p> <p>26日、火曜日、午後3時から、第1地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。27日、水曜日、午後3時から、第2地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。</p> <p>29日、金曜日、午後3時から、10月定例総会を開催します。会場はいずれも区役所303会議室です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局からの説明に対して、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、以上で8月の定例総会を閉会します。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長 本 間 雄 一

署名委員 本 間 直 一

署名委員 池 田 一 彦